基本協定書(案)

(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業(以下「本事業」という。)に関して,札幌市(以下「甲」という。)と[落札者グループ構成企業](以下「乙」という。)との間で,以下のとおり基本協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本基本協定は,本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し,乙の設立する本事業の遂行者(以下「事業予定者」という。)と甲との間で締結する基本事項,建物の設計,建設及び修繕,施設の維持管理及び運営、並びに施設の譲渡の各事項に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結に向けて,甲及び乙双方の協力について必要な事項を定めるものとする。

(努力義務)

第2条 甲及び乙は,甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて,それぞれ誠実 に対応するものとし,事業契約の札幌市議会での同意を得て事業契約締結に至るよう最善の努力をする。

(事業予定者の設立)

- 第3条 乙は,本基本協定締結後,速やかに事業予定者を設立し,その商業登記簿謄本を 甲に提出する。
 - 2 代表企業[]及びその他事業計画提案書において事業予定者に出資を行うこととしている者は,必ず事業予定者に出資するものとする。
- 第4条 乙は,その保有する事業予定者の株式を譲渡し,担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には,事前に甲の承諾を得なければならない。

(事業契約)

- 第5条 甲及び乙は,本事業にかかる事業契約の仮契約を,札幌市議会への事業契約にか かる議案提出日までに,甲と事業予定者間で締結せしめるものとする。
 - 2 甲及び乙は,前項の仮契約にかかる本契約を,札幌市議会の同意を得た日から 5 日後の午後 5 時 15 分まで (5 日には土曜日,日曜日及び休日を含み,最終日が土曜日,日曜日又は休日となる場合はその翌日の午後 5 時 15 分まで)に,甲と事業予定者間で締結せしめるものとする。

(準備行為)

- 第6条 事業契約締結前であっても,乙は本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし,甲は,必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。
 - 2 前項の協力の結果は 事業契約締結後 事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

(事業協定不調の場合の処理)

第7条 事業契約について,札幌市議会の同意が得られない場合,その他事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合は,すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし,相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

以上を証するため,本基本協定を 2 通作成し,甲及び乙は,それぞれ記名押印の上, 各1通を保有する。

平成 年 月 日

札幌市 [札幌市長]

[落札者]